

日本脳炎予防接種 対象確認について

日本脳炎定期予防接種は、接種後の重い副反応があったため平成17年から休止していましたが、平成22年から新しいワクチンで再開しています。したがって、平成7年～18年生まれの対象者の方は、日本脳炎予防接種の回数が不十分になっています。

野辺地町では、厚生労働省及び県通知により予防接種法に基づく定期予防接種として順次再開のご案内をしてまいりました。このたび平成28年3月31日付厚生労働省健康局長通知により、下記のとおり施行令及び実施規則の改正がありましたので、ご確認くださるようお願いします。

[標準的な接種年齢]	3歳(6日あけて2回)	4歳(1年後)	9歳
1期初回	1回目	2回目	追加
			2期

生年月日	接種について
平成7年4月2日～ 平成19年4月1日	20歳に達するまでの間、定期予防接種として不足分を受けることができます。
*平成14年4月2日～平成15年3月31日	上記の対象のうち、特に18歳になる左記の方については、2期の積極的勧奨（個別通知）をおこないます。
平成19年4月2日～ 平成21年10月1日	生後6か月～90か月（7歳半）の間と、9歳～13歳に達するまでの間で、不足分を受けることができます。 <u>注：7歳6か月～9歳に達するまでの間と、13歳を超えた場合は、対象外（自己負担）です。</u>
平成21年10月2日以降に生まれた方	上記の標準的接種期間による定期予防接種の対象です。接種期間内で済ませましょう。 2期接種は9歳になる時点でご案内予定です。

母子健康手帳で1期を3回（初回2回十追加）接種しているかご確認ください。

- ①これまで1期を1回も接種していない場合
→1期を2回接種し、おおむね1年後に追加、6日あけて2期
- ②これまで1期を1回接種している場合
→1期2回目と追加を6～28日あけて接種、6日あけて2期
- ③これまで1期を2回接種している場合
→1期追加を接種、6日あけて2期
- ④これまで1期を3回終了していた場合
→2期として1回

注：20歳の誕生日をこえての接種は、定期予防接種対象外（自己負担）となります。

母子健康手帳で1期を3回（初回2回十追加）接種しているか確認。

●生後6か月から90か月（7歳半）までの方

- ①これまでに1期を1回も接種していない場合
→1期を6日以上あけて接種し、6か月後に追加接種
- ②これまでに1期を1回のみ接種した場合
→1期2回目と追加を6～28日あけて接種
- ③これまでに1期を2回接種した場合
→1期追加を接種

注：生後90か月（7歳半）から9歳になる前までの接種は、定期予防接種対象外（自己負担）となります。①～③の期間内で1期を接種できなかった分については、9歳以降に受けてください。

●9歳の誕生日～13歳の誕生日前日までの方

- ①90か月（7歳半）までに1期を1回も接種していない場合
→9歳以降に1期を6日以上あけて2回接種、6か月以上あけて追加さらに6日以上あけて2期
- ②90か月（7歳半）までに1期1回のみ接種した場合
→9歳以降に1回、6か月以上あけて追加、さらに6日あけて2期
- ③90か月（7歳半）までに1期2回接種した場合
→9歳以降に追加、さらに6日あけて2期
- ④90か月（7歳半）までに1期追加まで完了している場合